

【提言】 原子力発電所の 40 年運転制限を廃止せよ

2021. 5. 9

日本原子力学会シニアネットワーク連絡会

・エネルギー問題に発言する会

有志（早瀬佑一、金氏顕、牧英夫）

【要旨】 電力の安定供給と脱炭素化達成に、一定規模の原子力発電が必要であるが、我が国では、法律により運転期間が 40 年に制限されている。科学的・技術的根拠のない運転制限を廃止し、40 年超運転に道を拓く法改正を提言する。

【提言】

- ・「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(炉規法)」は、原子力発電所の運転期間を 40 年に制限し、それ以上の運転は 1 回に限り 20 年の延長を認めることとしている。
- ・電力安定供給に欠かせない原子力発電の運転に科学的・技術的根拠がない制限を一律に課すことは、2050 年脱炭素社会実現にとっても見過ごすことのできない問題である。米国で 60 年、80 年運転が実現していることや、最近仏国の初期導入 32 基プラントに対し 50 年運転許可が出た例を見ても、わが国独自のガラパゴス規制の典型である。
- ・すみやかに炉規法について、次の改訂を行うことを提案する。
 - (1) 設置許可に伴う運転認可期間を 40 年とする。
 - (2) 前項の期間は、20 年を超えない範囲で延長することが出来る。
 - (3) 期間延長申請の回数に制限は設けない。

【背景】

■ 40 年規制に何ら科学的・技術的根拠はなく、政治的意図のもとに拙速に規定された

- ・福島原子力事故において、運転開始約 40 年の 1 号機が最初に水素爆発を起こしたことから、事故原因が老朽化にあるとの憶測を呼び、当時の民主党菅直人政権が運転を 40 年に制限するとの方針を打ち出し、議員提案炉規法改正案が強い反対もなく可決された（2012 年）。
- ・当初から、40 年制限は科学的・技術的判断に基づくものではなく、政治的判断（意図）であったことを関係者が認めている。民主党政権の脱原子力政策の実現手段でもあった。法案提出者（議員提案）と国会は、当初より問題点を認識し、早期見直しを求めた。「規制委員会設置法」の附帯決議（参議院）に、

「40年規制」と「既存の高経年化対策等との整合性を図る」ことが明確に記載されている。そもそも、原子力発電所の劣化は、事業者が毎年実施する法定定期検査や定期的（運転開始後20年目、30年目に実施）に実施する安全評価（高経年化評価等）によりチェック・確認され、運転の継続を確認している。

- そもそも40年の期間は何に起因しているか。建設・運転を認可する設置許可は、運転期間を40年と想定し、その間の設備や機器の劣化を技術的・科学的に算定し、必要な安全余裕をもって技術基準への適合性を審査する。すなわち、40年間の運転の安全性を確認しているのであって、寿命を決めているのではない。40年の運転制限と1回に限る延長は、わが国独自のガラパゴス規制の典型である。米国では、プラントの建設・運転認可の期間を40年としているが、飽くまでも、規制当局の規制業務管理期間として位置付けられている。事実、60年、80年の運転認可も出され、最近では100年運転の議論が始まっている。IAEAのIRSSや国際アドバイザー等内外の専門家・識者からも明確な疑問や批判を受けている。
- 電力会社の財産である原子力プラントの運転期間を法律で一律に制限するのは憲法違反に当たるのではないか。原子力に限らず機械装置・機器の寿命は、得られる利益と維持にかかる経済のバランスを総合勘案して判断するのが社会通念であって、所有者が法的認可を取得すれば延長して使用が可能である。
- 2012年の法改正が議員提案であったことから、今回の法改正も議員提案が望ましい。

■規制委は消極的・後ろ向き姿勢のまま

- 規制委は制度運用の当事者であるにもかかわらず、取り組み姿勢は消極的であり、動きは鈍い。
- 規制委初代田中俊一委員長は、そっぽを向いたまま退任し、そのあとを継いだ2代目更田豊志委員長も、40年制限を支持する発言を繰り返している。
- 本件に関わる電力会社との議論において（2020年7月）、規制委は「40年の期間は、原子力プラントの運転期間について立法政策として定められた。原子力利用に関する政策判断にほかならず、規制委が意見を述べるべきではない」と表明した。安全規制行政の最終責任を担う規制委も相応の役割を果たさなければならない。

■電力安定供給と2050年脱炭素社会の実現に原子力発電は欠かせない

- 60年、80年長期運転への道が拓かれることにより、原子力発電の大規模安定、低コスト、脱炭素電源の特徴を発揮出来ることになる。電力安定供給と2050年脱炭素社会実現に大きな貢献となる。